

令和 7 年 7 月 1 日

高齢受給者（70 歳～74 歳）各位

京都府建設業職別連合国民健康保険組合
事 務 局

国民健康保険「高齢受給者証」の更新について

平素は、当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高齢受給者（70 歳～74 歳）に該当する被保険者の皆様には、国民健康保険被保険者証に加えて医療費の負担割合を提示するための「高齢受給者証」を発行しております。この高齢受給者証は、前年中の課税所得（課税標準額）により当年度の医療費の負担割合を決定するため、毎年 8 月 1 日に定期更新が必要になります。

つきましては、現在使用されている高齢受給者証の有効期限が令和 7 年 7 月 31 日までとなっていますので、下記により更新手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 更新内容 | 高齢受給者証 |
| 2 更新期間 | <u>令和 7 年 7 月 14 日～7 月 31 日</u> |
| 3 更新方法 | 所属支部の案内に従い更新手続きを行ってください。
なお、更新方法は支部により異なりますので、手続きが不明な場合は、支部事務所までお問い合わせください。
<u>組合の支部事務所へのリンク</u> |
| 4 留意事項 | 現在使用されている高齢受給者証は、令和 7 年 7 月 31 日までご使用ください。また、有効期限に至った旧証については、ご自身で細かく裁断する等、確実に破棄するか所属の支部事務所に返却してください。 |
| 5 そ の 他 | ① 令和 7 年 12 月 2 日から、紙の被保険者証及び高齢受給者証が廃止されるため、有効期限は令和 7 年 12 月 1 日になっています。
② 個人番号の利用により税情報の取得を行っているため、課税証明書等の提出書類は省略されております。 |

以 上